

平成 15 年度の主な科学技術関連税制改正要求

平成 14 年 11 月 11 日

「平成 15 年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」(平成 14 年 6 月 19 日、総合科学技術会議決定)を踏まえ、平成 15 年度の科学技術振興に係る主要な税制改正課題(関係府省の改正要求事項)は以下の通りである。

1. 研究開発税制

21 世紀をリードする産業フロンティアの創出に向け、産業全体の研究開発機能の底上げを図る。

- (1) 試験研究費の「増加分」の一定割合を控除する制度に代えて、試験研究費の「総額」の一定割合を税額控除する制度を創設する。
- (2) 産学官連携の共同研究や大学等への委託研究に関しては、(1)に加え、更に税額控除を拡充する。
- (3) 研究開発用の機械、設備等の取得に対して特別償却制度を創設する。

2. 創業支援・ベンチャー企業関連税制

我が国の経済成長の源泉である新規創業の促進と中小・ベンチャー企業等の体質強化を図る。

- (1) 現行の譲渡益課税の圧縮及び譲渡損失の繰越等に加え、

個人投資家（エンジェル）によるベンチャー企業に対する投資額の一定割合を税額控除する制度を創設するとともに、適用要件について見直しを行う。

- (2) 資金調達環境が悪化する中で、中小・ベンチャー企業等が新たな設備投資や研究開発等に必要な内部留保充実のため、留保金課税を撤廃する。

3．私立大学等への寄付金税制

私学への資金導入の障害となっている寄附関連税制を見直し、学生数の8割を占める私立大学の研究能力の高度化・活性化を図る。

- (1) 個人による私立大学等への現物寄附に係る「みなし譲渡所得」課税を撤廃する。
- (2) 企業による私立大学等への寄付金の損金算入限度額を拡大する。
- (3) 個人による私立大学等への寄付金の所得控除限度額の拡大及び控除除外額（1万円）を廃止する。

4．IT投資減税

広汎な産業全体における情報技術の活用を促進することにより、企業経営の効率化と新たなビジネス・モデルの創出を加速する。

- (1) ソフトウェアを含むIT投資に関し、投資額の一定割合の税額控除と取得資産の特別償却制度の選択適用を認める制度を創設する。